

3. 学校給食が安全に提供されることを求めて

- (4) アレルギー除去食の提供、アレルギーを持つ児童が喫食するときの判断、アナフィラキシー症状が出た場合の学校での対応策の現状。過去に食中毒やアレルギーに関連した事案があれば、その対応・教訓。新たな給食センターが稼働すれば、アレルギー対策が充実されるのか。

【答弁】

(4) 「アレルギー除去食の提供、アレルギーを持つ児童が喫食するときの判断、アナフィラキシー症状が出た場合の学校での対応策の現状。過去に食中毒やアレルギーに関連した事案があれば、その対応・教訓。新たな給食センターが稼働すれば、アレルギー対策が充実されるのか。」についてでございますが、

現在の給食のアレルギー対策につきましては、まずは、学校に通うアレルギーを持つ子どもの調査・把握を行います。次に保護者と学校長・養護教諭・担任、学校給食センター栄養士・学校給食課職員を交え、面談を行った上で個別に対応を行っております。

具体には、面談時にアレルギーの状況や対処方法、通院の有無や病院での診断内容などをお聞きした上で、アレルギーの原因物質とその含有量を明示した別刷りの献立表を保護者の方や学校の担任の先生などに配布し、児童の喫食については、お配りした献立表により保護者の方に判断をお願いしております。

また、万が一にアナフィラキシー症状が出た場合の学校での対応策でございますが、全ての教職員が食物アレルギーへの対応ができるよう、各校で対応指針を定めるとともに、個々の子どもへの対応プランについても医師の診断、指示のもと作成するにしております。また、発症を想定し、「アドレナリン自己注射薬」の注射方法等を学ぶ実践的な研修も実施しております。

さらには、本人や教職員が注射を使用することや、アレルギーや掛かり付けの医療機関等の情報を消防本部と共有することなどについて保護者と事前に確認し、万が一の場合に備えているところでございます。

給食材料摂取によるアナフィラキシー症状の発症につきましては、ここ5年間で1件のみありました。

小麦アレルギーを有する児童が、保護者からの申し出により給食のパンを試食した際に発症したもので、保護者との事前の申し合わせに従い、慌てることなく養護教諭が「アドレナリン自己注射薬」を即座に注射するとともに、迅速に救急搬送を行い、事無きを得ております。

その後、校長会にて、当該校の学校長が本事案の状況を報告し、全学校の教訓とすることで、再発防止とともに発症時にも適切に対応できるよう、努めております。

建設予定の新学校給食センターでは、アレルギー源の除去に対応する専用調理室を設けており、専用の調理員によるアレルギー除去食の調理と、個別の専用密閉容器による配送などを行う事で、今以上に個別の児童に対するアレルギー対策を充実させていく予定であります。

以上、お答えとさせていただきます。